

独立行政法人 国際農林水産業研究センター（非特定）

所在地 茨城県つくば市大わし 1 - 1
電話番号 029-838-6313 郵便番号 305-8686
ホームページ <http://www.jircas.affrc.go.jp/index.sjis.html>

根拠法 独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成 11 年法律第 197 号）

主務府省 農林水産省農林水産技術会議事務局総務課、大臣官房文書課（評価委員会庶務）

設立年月日 平成 13 年 4 月 1 日

沿革 昭 45.6 農林省熱帯農業研究センター → 昭 53.7 農林水産省熱帯農業研究センター → 平 5.10 農林水産省国際農林水産業研究センター
→ 平 13.4 独立行政法人国際農林水産業研究センター → (※1)
平 15.10 独立行政法人緑資源機構 → 一部業務承継
(※1) 平 20.4 独立行政法人国際農林水産業研究センター

目的 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。

業務の範囲 1. 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2. 1. の地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供を行うこと。3. 1. 及び 2. の業務に附帯する業務を行うこと。

財務及び予算の状況

<資本金> 8,470 百万円

<国有財産の無償使用> なし

< 予算計画 >

(単位：百万円)

	区 別	中期計画予算 (平成 23～27 年度)	平成 25 年度予算
収 入	前年度よりの繰越金	—	131
	運営費交付金	17,571	3,170
	施設整備費補助金	250	0
	受託収入	1,411	282
	寄附金収入	6	0
	諸収入	52	7
	計	19,290	3,590
支 出	業務経費	7,022	1,345
	施設整備費	250	19
	受託経費	1,411	282
	一般管理費	616	120
	人件費	9,999	1,827
	計	19,299	3,593

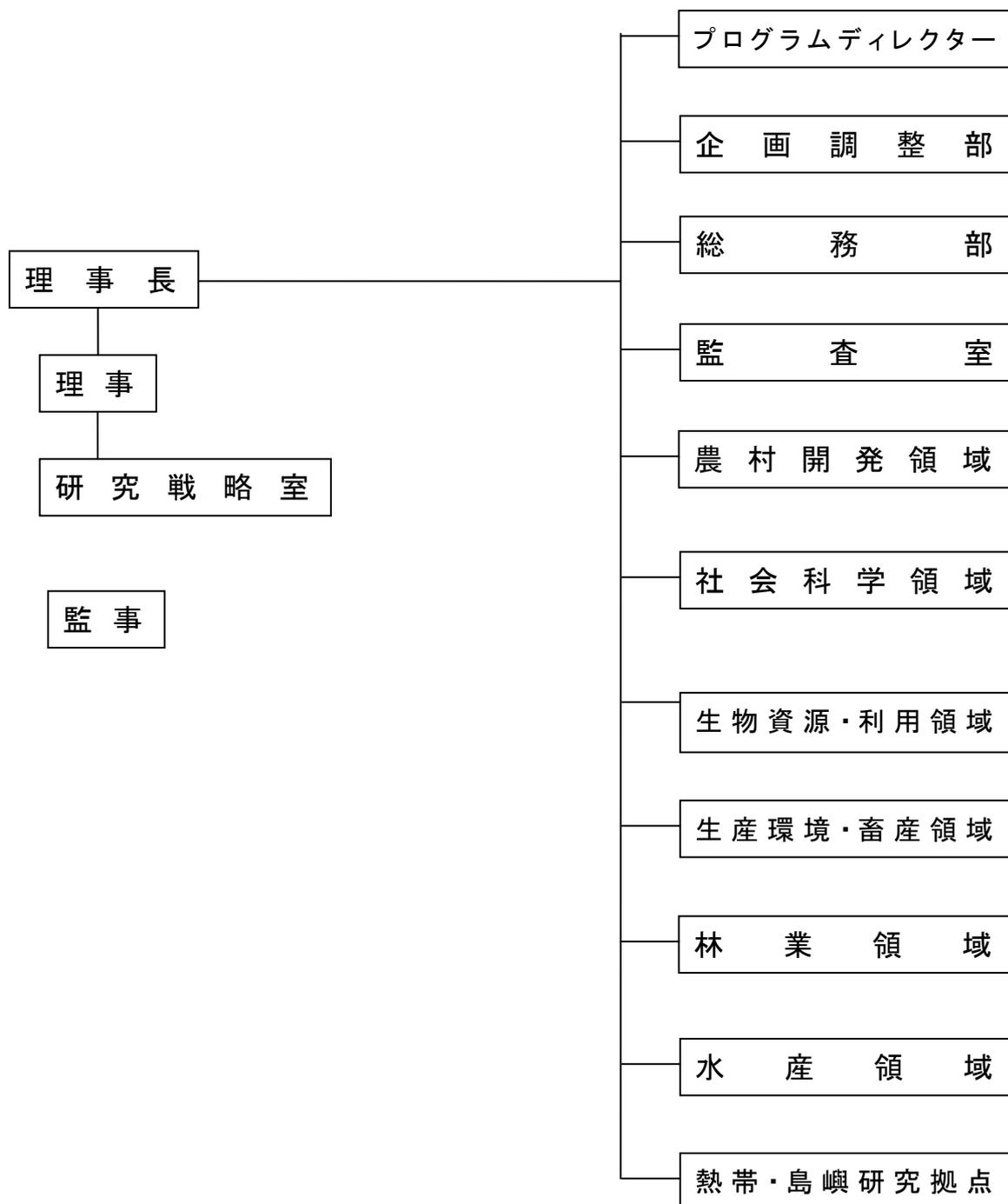
< 短期借入金の限度額 > 400 百万円

組織の概要

< 役員 > (理事長・定数 1 人・任期 4 年) 岩永 勝 (理事・定数 1 人・任期 2 年) 安中 正実 (監事・定数 2 人・任期 2 年) 中川 仁、(非常勤) 米倉 等

< 職員数 > 340 人 (常勤職員 176 人、非常勤職員 164 人)

<組織図>



中期目標

第1 中期目標の期間

センターの中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1. 経費の削減

(1) 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか改めて検証し、適切な見直しを行う。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。

総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。

なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、削減対象から除くこととする。

- ① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者並びに若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）

(2) 契約の見直し

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）等を踏まえ、契約の適正化を進めるとともに、経費削減の観点から、契約方法の見直し等を行う。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。

2. 評価・点検の実施と反映

運営状況及び研究内容について、自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を確保する。

研究内容については、研究資源の投入と得られた成果の分析を行うとともに、開発途上地域の農林水産業の技術の向上による当該地域の食料問題の解決を通して、我が国の食料安全保障に寄与する観点及び評価を国際的に高い水準で実施する観点から、できるだけ具体的な指標を設定して評価・点検を行い、必要性、進捗状況等を踏まえて、機動的に見直しを行う。また、行政部局を含む第三者の評価を踏まえ、開発途上地域にとって有用な研究成果を「主要普及成果」として選定する。選定に当たっては、数値目標を設定して取り組む。「主要普及成果」等については、普及・利用状況を把握・解析し、業務運営の改善に活用する。

さらに、職員の業績評価を行い、その結果を適切に処遇等に反映する。

3. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化

(1) 研究資金

中期目標を達成するため、運営費交付金を効果的に活用して研究を推進する。また、研究開発の一層の推進を図るため、委託プロジェクト研究費、競争的研究資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の効率的活用に努める。

(2) 研究施設・設備

研究施設・設備については、老朽化した現状や研究の重点化方向を踏まえ、真に必要なものを計画的に整備するとともに、有効活用に努める。

(3) 組織

中期目標の達成に向けて、研究成果を効率的に創出するため、研究資金、人材、施設等の研究資源を有効に活用し得るよう、他の農業関係研究開発独立行政法人との連携による相乗効果を発揮させる観点から、組織の在り方を見直す。

(4) 職員の資質向上と人材育成

研究者、研究管理者及び研究支援者の資質向上を図り、業務を的確に推進できる人材を計画的に育成する。そのため、人材育成プログラムを踏まえ、競争的・協調的な研究環境の醸成、多様な雇用制度を活用した研究者のキャリアパスの開拓、行政部局等との多様な形で人的交流の促進、研究支援の高度化を図る研修等により、職員の資質向上に資する条件を整備する。

4. 研究支援部門の効率化及び充実・高度化

研究支援業務のうち、他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務を一体的に実施することなどにより、研究支援部門の合理化を図る。

総務部門の業務については、業務内容の見直しを行い、効率化を図る。

現業務部門の業務については、試験及び研究業務の高度化に対応した高度な専門技術・知識を要する分野への重点化を進め、効率化及び充実・強化を図る。

また、研究支援業務全体を見直し、引き続きアウトソーシングを推進することなどにより、研究支援部門の要員の合理化に努める。

5. 産学官連携、協力の促進・強化

開発途上地域における農林水産業に関する研究水準を向上させ、優れた研究成果や知的財産を創出するため、国、他の独立行政法人、公立試験研究機関、大学、民間等との連携・協力及び研究者の交流を積極的に行う。その際、他の独立行政法人との役割分担に留意しながら、円滑な交流システムの構築を図る。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 試験及び研究並びに調査

(1) 研究の重点化及び推進方向

「食料・農業・農村基本計画」に対応し、今後10年程度を見通した研究開発の重点目標等を示した「農林水産研究基本計画」に即し、開発途上地域の土壌、水、生物資源等の持続的な管理技術の

開発、熱帯等の不安定環境下における農作物等の生産性向上・安定生産技術の開発及び開発途上地域の農林漁業者の所得・生計向上と農山漁村活性化のための技術の開発を重点的に実施し、世界の食料安全保障の確保や気候変動問題等、地球規模の課題への対応等に貢献する。

研究の推進に当たっては、研究成果の政府開発援助（ODA）等での活用も念頭に置き、開発途上地域における農林水産業に関する研究を包括的に行い得る我が国唯一の研究機関として、開発途上地域、先進諸国、国際研究機関、NGO等民間団体と連携し、国際共同研究等に取り組む。

また、他の農業関係研究開発独立行政法人との連携を一層強化し、各法人の有する研究資源を活用した共同研究等を効率的に推進する。

これらのことを実現するため、「別添」に示した研究を進める。

なお、独立行政法人農業生物資源研究所がセンターバンクとして実施する農業生物資源ゾーンバンク事業のサブバンクとして、センターバンクとの緊密な連携の下、遺伝資源の収集、保存、特性評価等を効率的に実施する。

（２）国際的な農林水産業に関する動向把握のための情報の収集、分析及び提供

国際的な食料・環境問題の解決を図るため、諸外国における食料需給及び農林水産業の生産構造に関する的確な現状分析と将来予測を行う。

また、開発途上地域での農林水産業関連の研究や事業に資するため、国際的な食料事情、農林水産業及び農山漁村に関する資料を、継続的・組織的・体系的に収集・整理し、広く研究者、行政組織、企業等に提供する。

（３）行政ニーズへの機動的対応

期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を着実に実施する。

２． 行政部局との連携の強化

研究の設計から成果の普及・実用化に至るまでの各段階において、農林水産省の行政部局と密接に連携し、行政部局の意見を研究内容や普及方策等に的確に反映させるとともに、行政部局との連携状況を毎年度点検する。

また、他の独立行政法人との役割分担に留意しつつ、緊急時対応を含め、行政部局、各種委員会等への技術情報の提供及び専門家の派遣を行うとともに、行政部局との協働によるシンポジウム等を開催する。

３． 研究成果の公表、普及の促進

（１）国民との双方向コミュニケーションの確保

国民に対する説明責任を果たすため、多様な情報媒体を効果的に活用して、開発途上地域における農林水産業に関する研究開発について分かりやすい情報を発信するとともに、センター及び研究者自らが国民との継続的な双方向コミュニケーションを確保するための取組を強化する。

また、共同研究の相手機関、研究場所の所在国政府等と連携し、現地住民の理解を得るための取組を推進する。

（２）成果の利活用の促進

新たな知見・技術のPRや普及に向けた活動及び行政施策への反映を重要な活動と位置付け、研究者と関連部門は、これらの活動の促進に努める。

このため、今中期目標期間中に得られる研究成果に、前中期目標期間までに得られたものを加えて、研究成果のデータベース化、研究成果を活用するためのマニュアルの作成、研究場所が存在する国でのPR、及び国際研究機関、国際協力機関等との共同研究等による開発途上地域等での積極的

な研究成果の普及と利活用を促進する。

(3) 成果の公表と広報

研究成果は、積極的に学術雑誌等への論文掲載、学会での発表等により公表するとともに、主要な成果について、各種手段を活用し、積極的に広報を行う。査読論文の公表については、数値目標を設定して取り組む。

(4) 知的財産権等の取得と利活用の促進

研究開発の推進に際しては、研究成果の実用化及び利活用を促進する観点から、研究成果の権利化や許諾等の取扱いに関する知財マネジメントを研究開発の企画段階から一体的に実施する。

その際、開発途上地域の発展への貢献と我が国の農業その他の産業の振興との調和に配慮しつつ、国際的な技術開発状況を踏まえ、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など、海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直す。また、特許権等に係る情報の外部への提供を積極的に進めるとともに、技術移転に必要な取組を強化する。

また、農林水産研究知的財産戦略（平成 19 年 3 月 22 日農林水産技術会議決定）等を踏まえ、必要に応じて知的財産方針を見直す。

なお、特許の出願及び実施許諾については、数値目標を設定して取り組む。また、育成した素材のうち、国内で利用できるものについては、品種登録を行い、普及に努める。

4. 専門分野を活かしたその他の社会貢献

(1) 分析及び鑑定の実施

行政、民間、各種団体、大学等の依頼に応じ、センターの高い専門知識が必要とされる分析及び鑑定を実施する。

(2) 講習、研修等の開催

講習会の開催、国公立機関、民間、大学、海外機関等外部機関からの研修生の受入れ等を行うとともに、国際共同研究等を通じた相手国における人材育成等を図るため、職員の海外への短期派遣等を行う。

(3) 国際機関、学会等への協力

国際機関、学会等への専門家の派遣、技術情報の提供等を積極的に行う。

また、開発途上地域における農林水産業の発展に資する観点から、国際機関との共催による国際シンポジウムを計画的に開催する。

第 4 財務内容の改善に関する事項

1. 収支の均衡

適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

2. 業務の効率化を反映した予算計画の策定と遵守

「第 2 業務運営の効率化に関する事項」及び上記 1. に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

3. 自己収入の確保

受益者負担の適正化、特許使用料の拡大等により自己収入の確保に努める。

4. 保有資産の処分

施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1. 人事に関する計画

(1) 人員計画

期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。

(2) 人材の確保

研究職員の採用に当たっては、任期制の活用等、雇用形態の多様化及び女性研究者の積極的な採用を図りつつ、中期目標達成に必要な人材を確保する。研究担当幹部職員については、公募方式等を積極的に活用する。

2. 法令遵守など内部統制の充実・強化

センターに対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守を徹底する。特に、規制物質の管理等について一層の徹底を図るとともに、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。また、センターのミッションを有効かつ効率的に果たすため、内部統制の更なる充実・強化を図る。

さらに、法人運営の透明性を確保するため、情報公開を積極的に進めるとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）等の政府の方針を踏まえ、個人情報保護など適切な情報セキュリティ対策を推進する。

3. 環境対策・安全管理の推進

研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。

また、事故及び災害を未然に防止する安全確保体制の整備を進める。特に、海外滞在職員等の安全及び健康の確保に努め、職員の海外における円滑な業務推進を支援する体制を整備する。

貸借対照表
(平成25年3月31日)

(単位:円)

資産の部

I 流動資産

現金及び預金		438,387,477
未収金		131,919,143
たな卸資産		43,248,560
前渡金		9,436,351
前払費用		646,120
その他の流動資産		3,885,555
流動資産合計		<u>627,523,206</u>

627,523,206

II 固定資産

1 有形固定資産

建物	4,246,964,580	
減価償却累計額	<u>1,922,472,783</u>	2,324,491,797
構築物	795,867,138	
減価償却累計額	<u>486,735,159</u>	309,131,979
機械及び装置	14,912,053	
減価償却累計額	<u>12,017,558</u>	2,894,495
車両運搬具	163,964,744	
減価償却累計額	<u>131,377,520</u>	32,587,224
工具器具備品	1,901,735,564	
減価償却累計額	<u>1,500,214,000</u>	401,521,564
土地		<u>4,702,326,526</u>
有形固定資産合計		<u>7,772,953,585</u>

2 無形固定資産

特許権		19,049,308
意匠権		111,026
ソフトウェア		5,298,255
電話加入権		698,150
無形固定資産仮勘定		<u>31,568,247</u>
無形固定資産合計		<u>56,724,986</u>

3 投資その他の資産

敷金・保証金		17,034
預託金		<u>28,650</u>
投資その他の資産合計		<u>45,684</u>

固定資産合計

7,829,724,255

資産合計

8,457,247,461

負債の部

I 流動負債

運営費交付金債務		255,844,224	
預り寄附金		6,350,906	
未払金		237,330,355	
未払費用		23,611,498	
前受金		35,585,823	
預り金		24,714,945	
流動負債合計			583,437,751

II 固定負債

資産見返負債			
固定資産見返運営費交付金	361,711,322		
固定資産見返補助金等	42,583,758		
固定資産見返物品受贈額	28,369,475		
固定資産見返寄附金	4,433,112		
無形固定資産仮勘定見返運営費交付金	31,568,247	468,665,914	
長期預り寄附金		12,000,000	
固定負債合計			480,665,914
負債合計			1,064,103,665

純資産の部

I 資本金

政府出資金		8,470,154,319	
資本金合計			8,470,154,319

II 資本剰余金

資本剰余金		1,467,877,906	
損益外減価償却累計額(△)		△ 2,596,669,152	
損益外減損損失累計額(△)		△ 704,950	
資本剰余金合計			△ 1,129,496,196

III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金		11,483,884	
積立金		29,322,417	
当期未処分利益		11,679,372	
(うち当期総利益 11,679,372円)			
利益剰余金合計			52,485,673
純資産合計			7,393,143,796
負債純資産合計			8,457,247,461

損益計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:円)

経常費用

研究業務費

給与、賞与及び諸手当	1,141,880,044	
法定福利費	100,219,259	
福利厚生費	6,261,470	
退職金費用	206,262,463	
その他の人件費	297,147,057	
滞在費	38,844,809	
外部委託費	226,952,769	
研究材料・消耗品費	309,692,648	
賃借料	12,372,690	
減価償却費	158,581,139	
保守・修繕費	161,763,139	
水道光熱費	100,998,020	
国内旅費交通費	35,604,933	
国外旅費交通費	435,883,308	
備品費	59,470,000	
顧問料	532,980	
その他業務経費	<u>114,347,413</u>	3,406,814,141

一般管理費

役員報酬	34,109,388	
給与、賞与及び諸手当	265,950,119	
法定福利費	24,575,649	
福利厚生費	5,059,217	
退職金費用	52,947,317	
その他の人件費	27,793,632	
外部委託費	470,993	
賃借料	1,724,404	
減価償却費	2,752,063	
保守・修繕費	19,836,760	
水道光熱費	5,723,562	
国内旅費交通費	3,312,800	
消耗品費	8,704,686	
備品費	157,500	
顧問料	6,006,000	
その他管理経費	<u>9,638,890</u>	468,762,980

財務費用

雑損	<u>181,424</u>	181,424
----	----------------	---------

経常費用合計

3,875,758,545

経常収益			
運営費交付金収益		3,212,075,368	
施設費収益		15,421,042	
事業収益		1,486,353	
政府等受託収入		107,718,473	
その他受託研究収入		228,360,253	
寄附金収益		1,720,610	
補助金等収益		154,431,503	
資産見返負債戻入			
固定資産見返運営費交付金戻入	115,796,018		
固定資産見返補助金等戻入	28,969,784		
固定資産見返物品受贈額戻入	6,196,898		
固定資産見返寄附金戻入	1,833,912		
無形固定資産仮勘定見返運営費交付金戻入	831,332	153,627,944	
財務収益			
受取利息		203,877	
雑益			
物品受贈益	3,677,631		
雑益	5,543,316	9,220,947	
経常収益合計			<u>3,884,266,370</u>
経常利益			8,507,825
臨時損失			
固定資産売却損		55,533	
固定資産除却損		4,006,019	
臨時損失合計			<u>4,061,552</u>
当期純利益			<u>4,446,273</u>
前中期目標期間繰越積立金取崩額			<u>7,233,099</u>
当期総利益			<u><u>11,679,372</u></u>